# --1194 - 1343 - --

.

Ι

はじめに

域から構成されていたことが知られる。同時期、サヴォワはから構成されていたことが知られる。同時期、サヴォワとの国」と評したサヴォワの地が脚光を浴びるのは、サヴォ民の国」と評したサヴォワの地が脚光を浴びるのは、サヴォ民の国」と評したサヴォワの地が脚光を浴びるのは、サヴォスを、本格的にイタリア支配に乗りだした16世紀後半のの地は、神聖ローマ帝国とフランス王国の境界にあって、の地は、神聖ローマ帝国とフランス王国の境界にあって、の地は、神聖ローマ帝国とフランス王国の境界にあって、の地は、神聖ローマ帝国とフランス王国の境界にあって、の地は、神聖ローマ帝国とフランス王国の境界にあって、の地は、神聖ローマ帝国とフランス王国の境界にあって、の地は、神聖ローマ帝国とフランス王国の境界にあって、の地は、神聖ローマ帝国とフランス王国の境界にあって、の地は、神聖ローマ帝国とのであり、それ以前についての地は、神聖ローマ帝国との大きの関係であり、これは、サヴォワの地が脚光を浴びるのは、サヴォワの地が開光を浴びるのは、サヴォワいる。同時期、サヴォワの地が開光を浴びるのは、サヴォワの地が開光を浴びるのは、サヴォワいが開光を浴びるのは、サヴォワいが開光を浴びるのは、サヴォワンをにより、日間には、サヴィアの地が開光を浴びるのは、サヴォワンを浴が見いる。同時期、サヴォワいは、サヴィアの地が開光を浴びるのは、サヴィアといいが開発の地が開光を浴びるのは、サヴォワンスを浴が出来る。

か与えられている。そこで本稿ではこの時期を対象として、が与えられている。そこで本稿では王権の著しい拡大が、対しを挟んで西のフランス王国では王権の著しい拡大が、対して東の神聖ローマ帝国では諸領邦の分立といった相反する現象が生じていた。いずれの動きにも組み込まれることなく、サヴォワ地方が独自の自立性と統一性を維持しえたのは何故であろうか。この中世サヴォワの形成を考える上で、は何故であろうか。この中世サヴォワの形成を考える上で、は何故であろうか。この中世サヴォワの形成を考える上で、は何故であろうか。この中世サヴォワの形成を考える上で、は何故であろうか。この中世サヴォワの形成を考える上で、世から正式に「サヴォワ伯(comes Sabaudie)」の称号世から正式に「サヴォワ伯(comes Sabaudie)」の称号世から正式に「サヴォワ伯(comes Sabaudie)」の称号中がネラムである。

ソォワ 近の研究の多くが、むしろ諸侯と中小領主層との関係を重S小地 関係に限定する。12-13世紀の諸侯領構造を取り上げた最を転じ もっとも今回はその視角を伯とその直轄領内の領民との雌の16 を用いていたのかを考えてみたい。

伯がどのような統治を志向し、また実際にどのような方策

1

蓄積がある。そこでまずはこの北東フランスを中心とした で広く普及したことが知られており、既に十分な研究史的 ある。この特許状は当時のフランス王国、特にその北東部 起草・授与されたことが知られるCharte de franchises で して注目したいのが、伯の手により直轄領内の多数の集落に さてこの諸侯と領民の具体的な関係をうかがわせる素材と

研究の現況を整理し、同文書を用いてサヴォワ伯領構造の

質なもの」であるとすれば、我々はこうした関心からも直 性を象徴する「諸侯の公的至上性が、封建的上位性とは異 もなる諸侯直轄領の問題は前提である。また諸侯領の一体 めの財源を提供する経済的基盤にして、集権的支配の核と て、領内の有力領主層の社会的・経済的発展を抑制するた るに過ぎない。しかし一諸侯領構造の本格的な検討に際し

轄領下の諸侯=領民関係が果たした意義に着目する必要が

特質を理解していくための一つの指針を得ることにする。

- 1 アーサー・ヤング (宮崎 洋訳)『フランス紀行』法政大学出 一九八三年、三〇四-三〇九頁。
- (2)住民の誰もがフランス(オイル)語を解し、話していたことは ある程度の同質性を持つまとまりとされていたが、フランスの まれていたことが知られている。下野義朗「中世フランスにお ネーションにはプロヴァンスやロレーヌとともにサヴォワも含 de la nation France, Paris, 1993, p.403. また一四一四年のコ たGilles le Bouvier が記している。C.Beaune, *Naissance* 15世紀にシャルル7世の式部官(le héraut d'armes)を務め 世良晃志郎編『ヨーロッパ身分制社会の歴史と構造』創文社、 ける国家と『国民』について ――西欧中世国家史の研究序説――」 ンスタンツ公会議に参加した各「ネーション」は、言語の上で 一九八七年、六二五頁。
- (3) ミッタイス=リーベリッヒ (世良晃志郎訳) 『ドイツ法制史概 説』創文社、一九七一年、二六一-二六二頁。
- (4) L.Cibrario, Origine et progressi della istituzioni della monarchia di Savoia fino alle costituzioni del regno d' Italia, Florence, 1869, p.11.
- 5 例えば中央には主要な封臣を集めて開かれる伯会議(13世紀初 行政の核となるバイイが置かれている(13世紀後半)。A. 頭設置)や会計検査院(一三〇〇年頃)が、また各地には地方 savoyard de 1189 à 1323, Bulltin philologique et historique Perret, Principaux organes de gouvernement de l'Etat

scientifiques, année 1960, Paris, 1961, t.1, pp.345-360. (jusqu'à 1610) du Comité des travaux historiques et

- (6) 渡辺節夫『フランス中世政治権力構造の研究』東京大学出版 会、一九九二年、一九二頁。
- (7)典型的には F.Lot et R.Fawtier(dir.), Histoire des institutions françaises au moyen âge, Paris, 1957.
- (8)渡辺節夫、前掲書、同頁。

### 研究の現況

最近では、むしろこの文書の授与は、領主層特にこの文書 国ではこの表現にしたがって「慣習法文書」の訳語を充て 慣習を両者合意の下で成文化したもの、という形式をとっ 状を受領する集落は都市、農村、あるいは新たに開発され 映していると考えられている。具体的には、まずこの特許 を積極的に作成している諸侯層の政治的意図をより強く反 の文書であるとする理解が従来は一般的であった。しかし する領民の意向を反映した、領民側の利益を保護するため 特権を広く認めていることから、領主の経済的圧迫に対抗 ている。そしてこの「慣習法文書」については、領民側の(ミン ていることからCharte de coutumes とも呼ばれ、 たものを問わず、 先ずこれらの文書は、領主=領民共同体間に存在する諸 いずれも諸侯層にとって権力の不安定な わが

> 限を明記している。それゆえこの文書は、修道院や貴族と ことで、そうした係争の解決を直接の目的としている場合 には常に確認される。特許状を対立諸侯と共同で授与する 地域に集中している。つまり特許状受領集落の多くは所領 妥協であった。これらに加えて留意すべき点として、授与 済的負担を軽減し、ある程度の自治的機能を領民側に賦与 させるために作成したものであった、とされる。領民の経 も多く、たいていの場合授与者の当該集落に対する裁判権 る特許状も多い。しかし他方、領主側が留保している権利 側に役人選出の権限を与え、彼らに政治的機能を委ねてい な領主制的賦課を廃止ないし定額化されている。また領民 もある。次に領民の特権についてみると、確かに領民は様々 の辺境に位置し、隣接する聖俗諸侯の圧力が文書の授与前 出来なかったこと、等が確認されている。 統的な慣習法の尊重という形式を原則的にとっている以 て、文書の具体的な内容は多様であること、また当地の伝 の対象となる集落の多様な政治的・社会的状況を背景とし しているのは、政治的集権化を承認させるための諸侯側の 上、諸侯が安易にそれを異なる法体系の下に変えることは いった対抗勢力の介入を退け、諸侯が自分の支配権を安定

で取り上げた研究は、サヴォワ伯領においてもいくつか存 ところで、かかる文書を特に諸侯の直轄領支配との関連

れたのだと言う。この見解をひきついでChdペランも、サ戦略的・政治的な見地から特許状を授与する集落が選択さ 後の二つの段階に分けて考える。その際基準となるのは、 目し、そこから何を導き出しているか確認したい。まずM: 的観点から授与の対象とされたのに対し、第二段階では、 特許状受領集落が伯領内で占める社会的性格の違いであ 三)を画期とし、サヴォワ伯領の特許状授与を彼以前と以 る。次いで彼はアメーデ5世治世期(一二八五-一三二 よって授与されたとして伯家の排他的な主導性を指摘す 在している。そこで次にこうした研究がどのような点に着 と指摘している。 を認めながらも、 主による特許状授与の事例を挙げて、伯家の中心的な役割 な主導性については、サヴォワ西方ブレス地方のバジェ領 集落と、②13世紀後半からの、敵対する近隣諸侯との境界 ヴォワ伯領の特許状受領集落を①13世紀前半までの市場型 る。つまり第一段階の集落は主要交易路上に位置し、経済 イヤンが第一に指摘した特許状授与に際しての伯家の完全 上に位置する城砦型集落に区別した。 ヴァイヤンは、サヴォワ地方の慣習法文書は全て伯に 決してそれは排他的なものではなかった ただしM. P. ヴァ

条文あるいはその他の史料に現れる用語の検討から、上記(これらに対してR)マリオット=レーベルは、特許状の

れたことは、彼の最近の論文からうかがえる。 れたことは、彼の最近の論文からうかがえる。 れたことは、彼の最近の論文からうかがえる。 れたことは、彼の最近の論文からうかがえる。 れたことは、彼の最近の論文からうかがえる。 れたことは、彼の最近の論文からうかがえる。 れたことは、彼の最近の論文からうかがえる。

4

て)住民共同体の解放と平行して領域諸侯の権力が発展せを得た。ここであらためて問題となるのが、特許状の意義を得た。ここであらためて問題となるのが、特許状の意刻の点について諸研究者は一致して当該文書に関するフランス学界の一般的な見解を支持している。彼らは北東フランスの特許状との共通点を見いだすことで、それを根拠として、妥協的な側面を含みながらも全体としては伯側の意図を反映させた文書と見なしている。R. マリオット=レーベルがシャンベリーの特許状の前文を引用しつつ「Charte de franchisesは全体として領民の"libertas" と授与領主の"justicia"を認め、確定するものであった。」と結論し、またM・P・ヴァイヤンが「(特許状の授与によった。」とはは、またM・P・ヴァイヤンが「(特許状の授与によった。」とはは、またM・P・ヴァイヤンが「(特許状の授与によった。」とは、またM・P・ヴァイヤンが「(特許状の授与によった。」とは、またM・P・ヴァイヤンが「(特許状の授与によった。」とは、またM・P・ヴァイヤンが「の検討を展せる。

(記) と述べる時、我々は近年の一般的理解とのしめられた。」と述べる時、我々は近年の一般的理解とのしめられた。」と述べる時、我々は近年の一般的理解とのしめられた。」と述べる時、我々は近年の一般的理解とのしめられた。」と述べる時、我々は近年の一般的理解とのしめられた。」と述べる時、我々は近年の一般的理解とのしめられた。」と述べる時、我々は近年の一般的理解とのしめられた。」と述べる時、我々は近年の一般的理解とのしめられた。」と述べる時、我々は近年の一般的理解とのしめられた。」と述べる時、我々は近年の一般的理解との

類型的な把握のための予備的な考察でもあることを予め がを、フランス王国内(特に北東フランス)のそれと比較 状を、フランス王国内(特に北東フランス)のそれと比較 はがら検討したい。そうすることでサヴォワ伯領におけるこの特許状の特質とその意義を明らかにし、伯領の統治 の特許状の性格が一定程度以上の独自性を有することが明 らかになれば、当然 Charte de franchises/Charte de coutumes 研究全体の中でその位置づけを考えることが明 の特許状の性格が一定程度以上の独自性を有することが明 の特許状の性格が一定程度以上の独自性を有することを が明 が要とされよう。それゆえ本稿は、「慣習法文書」の地域 が要とされよう。それゆえ本稿は、「慣習法文書」の地域 が要とされよう。それゆえ本稿は、「慣習法文書」の地域 が要とされよう。それゆえ本稿は、「慣習法文書」の地域

断っておきたい。

### 註

- (→) R.Fossier, Charte de coutume en Picardie (XI<sup>e</sup> -XIII<sup>e</sup> siècle), Paris, 1974, pp.8-9.
- 一九八六年、八二頁。――一九六〇年以降のフランス学界――」『史学雑誌』55編1号、(2)山田雅彦「北フランス中世盛期の都市=農村関係に関する研究(2)山田雅彦「北フランス中世盛期の都市=農村関係に関する研究
- 九二年、四-九頁。(3)斉藤絅子『西欧中世慣習法文書の研究』九州大学出版会、一九
- (4) L.Génicot, Recensements et tableaux et carte plutôt que des idées.L'exemple des chartes de franchises dans le comté de Namur (conférence à Université de Kyusyu, 1982)(斉藤絅子訳「思いつきよりも調査と図表を ナミュール伯領における慣習法特許状—」森本芳樹監修「歴史学の伝統と革新 ベルギー中世史学による寄与 』九州大学出版会、一九八四年、一二三—一五二頁。)
- (5)その結果ひとつの諸侯領内に複数の系統の慣習法文書」『西谷とになる。拙稿「中世盛期フランス王国の慣習法文書」『西のでは、その結果のとのの諸侯領内に複数の系統の慣習法文書が混在する。
- o) P.Vaillant, La politique d'affranchissement des comtes de Savoie(1195-1401), Etudes historiques à la mémoire de Noël Didier, 1960, pp. 315-323. (AP-P. Vaillant, La politique

d'affranchissement. ~ 智 記°);P. Vaillant, Les franchises des communautés savoyardes non émancipées par les comtes de Savoie (1195 – 1401), Bulletin philologique et historique (jusqu' à 1610)du Comité des travaux historiques et scientifiques, année 1960, Paris, 1961, t.1, pp. 393–400. (风户P. Vaillant, Les franchises. ~ ) 路記°)

れた"Sabadia"という地域に由来を持つ。これは中世サたちの間で行われた帝国の分割に際しロタールの国に含ま

王国の一角を構成していた。しかし王国の衰退とともに家ヴォワ伯領の一部にすぎず、その後この地域はブルグンド

- (~) Ch.Ed.Perrin,Les chartes de franchises de la France. Etat des recherches: le Dauphiné et la Savoie, Revue historique, 1964, t. 32, pp. 51-54.
- (∞) R.Mariotte-Löber, Ville et seigneurie. Les chartes de franchises des comtes de Savoie, fin XII<sup>e</sup> siècle – 1343, Annecy,1973,pp.9–13 et pp.105–196.
- (\(\mathbb{A}\)) R.Mariotte-Löber, op.cit.,p.93.
- (□) P. Vaillant, La politique.,p.248.

## Ⅲ 普及状況概観

(Savoie) という名は、シャルルマーニュの死後その孫れた幾つかの地域から構成されている。もともとサヴォワ前述した通り、サヴォワ地方は伯の主導下に結び合わさ

とする13世紀のサヴォワ伯領の中核地域が出来上がる。 ダンをトリノ侯アデレードと結婚させてタランテーズ の地とモーリエンヌの伯位を授かり、また帝国修道院サン 神聖ローマ皇帝となった彼からモーリエンヌ(Maurienne) 世を援助し、ブルグンド王国の崩壊に手を貸すことになる。 域を勢力下に置いた。一〇三二年にブルグンド国王ルドル ワにブリー(Belley)とアオスト(Aoste)を加えた三地 ンベール(Humbert au blanches mains) はこのサヴォ 臣層に自立化傾向が現れ始め、11世紀初め「白い手」のア 伯領」と呼ばれていた。 もっともこれらの所領が「サヴォワ伯領」という名で総称 含むシャブレー(Chablais)地方も得た。さらに娘オー フ3世が死去すると、アンベールは王冠を狙うコンラッド2 されるのは13世紀中頃からであり、当時は「モーリエンヌ =モーリス=ダルゴンヌ(St.Maurice d'Argonne)を (Tarentaise) 伯領をも獲得するに及んで、本稿が対象

ヴォワ治世の末年、都市アオストにサヴォワ地方初のさて、このアンベールから1世紀を経たトマ=ド=サ

帝フリードリッヒ2世と教皇との抗争がイタリアを舞台に 号、以下同様)やシャンベリー(4)といった、アルプス 世紀初めがそれに当たる。アオスト(1:表1中の整理番 伯が、所領経営への余裕を失っていたという事情によると 展開されており、皇帝側に立ってこの抗争に加わっていた 時期、即ち13世紀の前半がそれに当たる。この段階は全体 に第2期は伯アメーデ4世(B)と伯ボニファス(C)の 拠点としてのヴィルヌーヴ(2)など、後に伯領の中核と よって初めてこの地に特許状が授与された12世紀末から13 並びに表1で用いた伯家構成員の整理記号、以下同様)に ることが出来る。第1期はトマ=ド=サヴォワ(A:系図 Charte de franchises が授与されて以降、特許状はこの として特許状の授与が不活発であった。それはこの時期皇 しての役割を担っていく集落に対して授与されている。次 によって隔てられた伯領の東西の拠点や、伯領北部開発の である。授与は授与数の多寡に応じて便宜的に4期に分け 下で伯家からこの文書を受領した現状で確認される全集落 地に広く普及していくことになる。表1は、サヴォワ伯領

世(H)の治世において特許状の授与は最盛期を迎える。ピエール2世(E)、フィリップ(F)そしてアメーデ5一連の抗争が一段落した13世紀の後半から14世紀にかけ

7

していたのである。 ネ伯やジュネーヴ伯と協力してサヴォワ伯領の分割を意図 れていた。アンジュー家は、名目上の存在と化していたア 件が影響しているように思われる。有名なこの事件はシチ 彼の登位直前の一二八二年に起きた「シチリアの晩禱」事 見られるようになっている。しかし中でもアメーデ5世期 いに疲弊してサヴォワに侵入する余力を失ってしまっ の過程でアンジューの強勢は衰え、更にアラゴンもこの戦 ルル王国の再興をこの地に求め、またアラゴン家はドフィ の地もまた同じアンジュー家とアラゴン家の脅威にさらさ シチリア王位をもたらすことになった。が、実はサヴォワ リアにおけるアンジュー家の勢力を退け、アラゴン王家に の授与数は突出している。この間の事情を考えてみると、 対抗する諸侯層と境を接する周辺地域にも授与が積極的に (22/25)、あるいはドーフィネ地方と境を接する西のヴィ ヴォー地域 (Vaud)(16/17/39/47/50) やブレス地方 許状の授与は伯領全体に及んでいるが、特に伯領北部の 教と、北東ではハプスブルグ家との争いが確認される。特 ドーフィネ公と、また北ではジュネーヴ伯やローザンヌ司 これが第3期である。この間伯が周辺の諸侯と支配圏の拡 エンヌ地方 (Vienne)(12/24/27/38) といったように、 大を巡って争っている事例は数知れない。例えば西では しかし幸いにして「シチリアの晩禱」

8 たこともあって、結局サヴォワの地に災いがもたらされるこ

照)、既に文書授与の盛期は過ぎていることが分かる。 急増していることから(表1の「授与者/確認者」の項参 少するとともに、これまでの授与に対する確認文書の数が 半になる。第3期に比べ新しい特許状を受領する集落が減 期はエドアール(L)とエイモン(M)の治世、14世紀の前 もと特許状授与数の急増が確認されるのである。最後の第4 るこの一連の出来事の後、サヴォワの地ではアメーデ5世の とは避けられた。中世的帝国理念の崩壊をもたらしたとされ

いえる。 裕のある時、特許状もまた多く授与されている。北東フラ 治状況に対応している。伯が自己の所領政策に専心する余 ていった。そしてこの普及の在り方は、諸侯領の全体的政 辺地域へ、また次第に密度を濃くしながら特許状は普及し ンスの場合と同様、特許状は伯の主導下で普及していると こうして13世紀、特にその後半を中心に中核地帯から周

権を安定的に確定している場合(記号のアやエ)が多いの から第3期前半までは既に文書授与以前に伯が集落の支配 対象が拡大されたことに対応している。例えばヴォー地方 に対し、第3期の途中からは不確定要素(イ・オ)が増加 している。これは政治状況の不安定な周辺地域へと授与の 一方、表1の「授-集」の項に見られるように、第1期

授与して以降、安定を取り戻している。さらにグランクー年に伯エイモンが一二四〇年の特許状に対する確認文書を 次いでハインリッヒ七世の侵略を受け、ようやく一三三六 伯が実質的な支配を行っており、特許状も授与していた (60)も、購入によって獲得された集落である。またペイた。ヴォーリュ(Vaulruz)(53)やロモン(Romont) 権を行使していた複数の領主から、そうした諸権利を買い 特許状授与に遡る数十年前から当地で通行税徴収権や漁業 ラ・トゥール・ド・ペル (La Tour de Peilz)(28) は、 から獲得した集落であったし、モルグ(Morges)(41)や いの負債の担保としてそれぞれジュネーヴ伯やリュー領主 リュー(Rue)(32) は、幾度かの衝突の後、最終的に未払 のは一つとしてない。レ・クレ (Les Clées)(29) や 終始安定してサヴォワ伯家の〈justicia〉に服していたも を例にとれば、この地方で特許状を受領した集落のうち、 状授与に際してもそれぞれエスタヴィエ領主とモン領主を 在地領主から支配権を完全に獲得することに失敗し、特許 が確認され、当地の修道院に対するアヴエ権下でサヴォワ エルン(Payerne)(7)は、既に十世紀末に集落の存在 上げることで着々と支配権を集中していったものであっ ル(Grandcour)(17)やロル (Rolle)(22) にいたっては、 (一二四〇年) のであるが、その後ドイツ王ルドルフの、

共同領主としている。 が行われている点に注意すべきであろう。 の勝利にせよ、特許状の授与に先行する形で支配権の獲得 の支払いによる中小領主層からの買い上げにせよ軍事行動 しかしいずれにしても、 つまり金銭

その内容はいかなるものであったのか、次にこの点につい 状の内容とともに重要な論拠となっていた。こうしたこと て見てみよう。 いたのではないか、という推測を抱くことが出来る。では とどまらない、より高度な機能を果たすことを期待されて からすれば、サヴォワ伯領の特許状は単に支配権の安定に の枠内で説明される時、特許状が果たしたこの役割は特許 して現れていたといえる。北東フランスの特許状が領主制 支配権の確定と平行し、まさにそうした役割を担うものと せよ、複数の者によって協同的・妥協的になされるにせよ、 域に授与され、それが一諸侯によって排他的に行われるに ランスの特許状は、常に在地支配権の不安定な時期及び地 この点について北東フランスはどうであったか。北東フ

- (σ) L.Falletti,Eléments d'un tableau chronologique des franchises de Savoie, Revue savoisienne, t. 78, 1937, pp. 133-
- (v) C.W.Previte-Orton, op. cit., p.30.
- (10) E.Cox,. The Eagles of Savoy, Princeton, 1974, pp. 320-325.
- (\(\pi\)) ibid.,pp.433-440.
- (ר) J. Bugnion, Les villes de franchises au Pays de Vaud op.cit.,pp.140-141. (1144-1350), Lausanne, 1952, p. 56.; R. Mariotte-Löber,
- (∞) J.Bugnion, op. cit., p. 31 et p. 55.; R.Mariotte-Löber, op. cit.,pp.145-146 et pp.135-137.
- ( $\infty$ ) J.Bugnion, op. cit., p.32 et p.56.
- (\text{\tikn}\text{\tikn}\text{\tikn}\text{\tin}\text{\te}\tint{\text{\text{\text{\text{\texi}\tint{\text{\texi}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}}}\tint{\text{\text{\texi}}\
- (□) J.Bugnion,op.cit.,p.57.
- (12)この結果、サヴォワ伯領の場合直轄地の獲得に極めて多くの金銭 収入源を確保しておく必要があった。後述19-20頁参照 la seigneurie et du bailliage de Châtel Saint Denis, 民から五〇リーブルを受け取ったことが知られるシャテル=サン られたということはあろう。しかし例えば、特許状授与に際し住 易に理解される。それを埋め合わせるためにも伯には安定的な Fribourg,1921,p.60.)それだけでは見合わなかったことが容 リーブルを支払っているのを見れば(P.Philipona,*Histoire de* 居住する住民に関する諸権限を中小領主から買い上げるのに用い から支払われた納入金が、今度は伯によって、集落並びにそこに を必要としている。確かにフランシーズを獲得するために住民側 =ドニ(4)の場合、この集落の支配権を購入するのに伯が三八○

- (→) L.Cibrario,op.cit.,p.5.
- C.W.Previte-Orton, The early history of the house Savoy,1000-1233, Cambridge,1912,pp.16-21. Q

「凡例並びに計1 〇 授与者 / 確認者 ○授-集(授与者と受領集落との関係) ◎記号A~Hは系図内のものに従う。 ア:既にサヴァワ家の直轄下にある場合 1 1:1283年の確認状は Rodolphe Iが授与 イ:授与の直前に他領主から当地の支配権を購 1 2 : Le Pape Innocent IV, Guy (seigneur de Bage) 入している場合 が共同授与者 ●一世俗領主から ▲一教会領主から ○地域 ウ:授与以前に、婚姻関係の成立によってサ Ao.: Aoste Sa.Savoie ヴォワ家の支配下に入った集落 Br.:Bresse Va. : Vaud 工: 授与時においても他の共同領主が存在している場合 Bu.:Bugev Vi.: Vienne オ:授与以前に闘争の結果獲得された集落 Ch.: Chablais seV: seigneurie de Vaud 〇授与形式 et Genevois 1 3: Duché de Bourgobne ・当該文書は集落に何を与えるものであるの No.: Novalaise か、について特許状前文中の表現いから抽出 ○集落形態 ・文書表現は特許状によって多様であるが、用られ V: villa vb : villa burgrm ている主要語から以下のように整理した。 vn : villa nova cv : castrum et villa Ii.: libertas ( L:Lugdoni=Lyon ) c : castrum co: communitas fr.: franchesia (1 castrum sive villa) ju.: jus cbv: castrum et burgum atque villa co.: consuetudo (M.:Melduno = Moudon) 1 4 : civitas cum suburbiis pr. : privileges 1 5 : homines de. . . us. : asagium

### 〔典拠〕

Aoste, Chambéry, Billat: L. Cibrario, Documenti sigilli e monete appartenenti alla storia della monarchia dil Savoia, Turin, 1833.; Villeneuve de Chillon, Payerne, Moudon, Grandcour, La Tour de Péilz, Les Clées, Rue, Aigle, Nyon, Morges, Châtel St. Denis, Mont le Vieux, Vaulruz, Romont : F. Forel, Chartes communales.; Semblancher, Bagé, Pont de Vaux, St. Genix, Seyssel, Le Châtelard, Léaz. Ballon: A. Dufour, Documents inedits relatifs à la Savoie, extraits de diverses archives de Turin, Turin, 1860. St. Symphorien d'Ozon, Tolvon, La Côté St. André, St. Georges d'Esperanche, St. Laurent du Pont, Pont de Beauvoisin, St. Jean de Bournay, Septeme: P. Vail lant. Les libertés des communautés dauphinoises, Paris, 1951, Bourg: J.Brossard, Cartulaire de Bourg en Bresse, Bourg en Bresse, 1882.; Etroubles, Valdigne, Morgex, Valsavranche: J.B.de Tillier, Le franchigie delle comunita del ducato di Aosta, Turin, 1965.; St. Germain sur Séez: C. Freppaz, Les franchises de Saint Germain sur Séez, Revue de Savoie. 1959, pp. 262-280.; Yenne: S. Guichenon, Histoire généalogique de la Royale Maison de Savoie. Turin, 1778; St. Julien de Maurienne, Ceyzéeiat, La Rochette, Saillor, Châtillonsur, Chalaronne, Villeneuve de Châtel Argent, Pont de Veyle, Sagy, St. Maarice, Cusy. St. Rambert, Ugine, Tournon, Pont d'Ain, Faverges, Bard, St. Germain d' Ambérien, Allinges Neuf, Ordonnaz; R. Mariotte-Lober, Ville et seigneurie.; Yverdon; R. Déglon, Yverdon au Moyen Age (XIII-XV siècle), Lausanne, 1949.

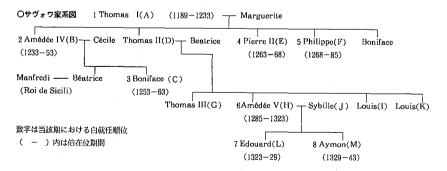


表	1:サヴォワ作	B家によるCharte de	franchises	の授	<b>⇒</b> (1196~	1341]	
	集落名	授与年/確認年	授与者/確認者	地域	集落形態	授-集	授与形式
1 2	Aoste Villeneuve de Chillon	1196 / 1253 / 71//96 / 1326 / 33 1214 / 52 / 87	A/D/F/H/L/M A/B/H	Ao. Ch.	‡ 4 vn	エア	li. li.
3 4 5 6 7 8 9 10	Yenne Chambéry Montmélian Sombrancher Payerne Etroubles Bourg Bågé Pont de Vaux St. Symphorien D' Ozon	1215 1232 / 85 1233 / 1331 1239 / 90 / 1324 1240 / 1336 1246 1250 / 51 / 90 / 1329 / 31 1250 / 78 / 1336 1257 / 95 / 1325	A A/H B/M B/H/L E/‡ 1/L/M B/H F/H ‡ 2/L/M F/M F/M F/H/L	No. Sa. "Ch. Ch. Ao. Br. "	v v v v v v v v v v v v v v v v v v v	エイアアエアエエウエ	fr. li. li. li. li.et ju. li. fr.et.li. fr.et.li. fr.et.li.
13	St.Germain de Séez	1259	С	Sa.	1 5	ア	[- !
14	St.julien de Maurienne	1264 / 76 / 1314	E/F/H	"	V	ア	li.
15 16 17 18 19 20 21 22	Evian Moudon Grandcour Thonon Tolvon St.Genix Saillon Châțillon sur	1265 / 79 / 85 / 1326 / 30 1268 / 1285 / 85 / 1328 ; 41 1268 / 1268 – 85 / 93 1268 / 1301 / 24 1268 – 85 1270 1271 / 1330 1273	E/F/H/L/M E/F/H/K E/F/   F/H/L F G F/M F	Ch. Va // Ch. No. // Ch. Br.	v c → v c oppidum b cb cv cv	アアエエイアイウ ・	li.et.fr. co.et fr. ju.et co.M li. li. li. fr.et li.
23 .	Chalaronne Villeneuve de Châtel Argent	1273 / 1326	F/L	Ao.	vn	ア	li.
24	La Cote St. André	1274 / 85 ; 1301 ; 23 / 23 / 2 9-43	F/H/L/M	Vi.	v	ア	li.l.
25 26 27	Pont de Veyle Sagy St.Georges d'	1275 1276 1280 / 91 / 1323 / 31	H.J H.J F/H/L/M	Br ‡ 3 Vi.	v cv vn	ウ ウ イ▲	fr.et.li fr.et li. li.l.
28	Esperanche La Tour de Peilz	1282 / 88 ; 1300 ; 17 / 24 / 3	F/H/L/M	Ch.	v	1●	li.et us.
29 30 31	Les Clées St. Maurice St. Laurent du Pont	1285 / 1329 1285 ; 1315 / 24 / 32 ; 38 1285 - 1323 / 24	H/K H/L/M H/L	seV Ch. No.	b b‡ vn	オアイ●	ju.et co.M li.et fr.
32 33 34 35 36	ront Rue Seyssel Aigle Cusy Pont de Beau- Voisin	1285 1323 1286 / 1327 1288 1288 1288	H H/L H H H	seV Bu. Ch. Sa. No.	b v v v	オアアアイ●	? ju.et li. li.et fr. li.et fr. li.et fr.
37 38	St.Rambet St.Jean de Bournay	1288 1292 / 1323 - 29 / 1329 - 43	H H/L/M	Bu. Vi.	v	ウオ	fr.et pr. li.l.
39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 55 55 57 58 59	Nyon Ugine Valdigne ChâtelSt. Denis Tournon Le Châtelard Morges Mont le Vieux Pont d'Ain Faverges Yverdon Ceyzériat Valsavranche Vaulruz Billat Léaz Yvoire Ballon Bard St. Germain d' Ambérieu	1293 1293 1293 / 1328 1295 / 1324 1300 1301 / 24 1305 / 25 1314 1316; 19 1318: 28 1319 / 29 1320 1320 1320 1324 1324 1324 1324 1326 1326 1328	HHI/K HI/K HI/L HH/L KHHK HH/L KLL LL LL M	Va. Sa. seV Br. Sa. Sa. Ao. seV Br. Sa. Br. Ao. seV Br. Ao. Br. Ao.	b b V v v v b v v b v c c t v v b v c c t v v b v c b v c b v c b v c b v c c b v c c b v c c b v c c b v c c b v c c b v c c b v c c b v c c b v c c b v c c b v c c b v c c b v c c b v c c c c	オアイアイウアアオオイイイアイア・オオエオ	li.et co.M ? fr. li.et fr. ju.et co.M ju.et li. li.et fr. ju.et co.M li.et fr. ? fr.et li M fr.et pr. li.et pr. li.et fr. pr.ju.et fr li.et fr.
60 61 62 63 64 65	Roment La Rochette Rolle Allinges Neuf Ordonnaz Septème	1328 1329 1330 1330 1337 1341	K L K M M M	Va. Sa. seV Ch. Bu. Vi.	c b → v vn b vn b	イ● エオオエ	ju.et co.M fr.pr.et li. li.et fr. li.et fr. fr.et li. li.et fr.

### $\widehat{\mathbb{I}}$ 「系列」について

れの系列の中で年代的に最も古い時期に起草・授与された られる場合、両者が同じ系列に含まれると判断 容を持つ条文の配列順序と記載様式に著しい類似関係が見 Chillon)、シャンベリ 特許状の名をそれぞれの系列名とした。 及した特許状の全体像をつかむことが出来ると思われる。 類されることを確認しておく必要がある。 伯領では次 の条項に番号を付し、 を代表する特許状をとりあげることで、 伯領内の特許状が幾つかの (3):St.Maurice)。このうちエヴィ =レーベルにしたがって見てみよう。 まず系列とはどのように確定されたものか、R・マリ 以下では特許状の具体的な内容を検討するが、その前に エヴィ ヴィルヌー 、モード (篇: Pont de Beauvoisin) の9つの系列が確認され アン ン 16 <u>15</u> ヴード 次いで複数の特許状間で、 (~: Chambéry)' : Evian)' Moudon)' 「系列 ジロン (les familles)」に分 アン系列の特許状は、 この結果サヴ 彼は個々の特許状 サヴォワ伯領に普 それぞれの系列 アオスト Villeneuve de ジ シ ュ = 20 ピ モー 同一の内 それぞ オワ オッ ュ

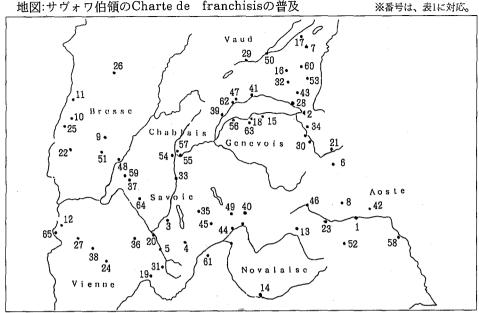
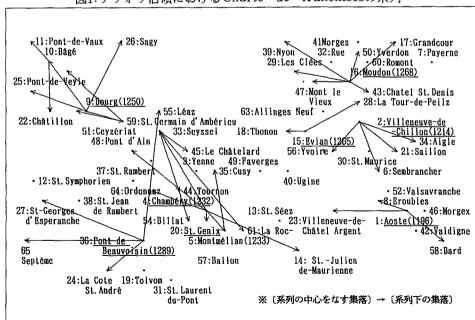


図1:サヴォワ伯領におけるCharte de franchisesの系列



 $\mathbf{R}$ 法 見られる性格の違いである。 が母法となっ ゴンヌの法」 も良く知られる「ロリスの法」や れとの相違であり、 必要である。 許状の全体像をうかがい知ることが出来るであろう。 分とほぼ一致している。 とめられた7系列の普及範囲は、 2系列をそれぞれサン=モ がもたらす「系列 特許状の内容を検討することで、 サヴォワ伯領の7つの上級裁判管区 ン=ジュニ系列は、 ところが、 シャンベリ 系列は全体で7つにまとめられる。 この系列に関してはつぎの二つの点で注意が てその後北東フランス地方の多数の集落に伝 知られている。 モンの法」を頂点として形成される系列は、 ひとつは、 (les filiations)」とサヴォワ伯領のそ もうひとつはサヴォワ伯領の系列間に ー系列との共通性が高 北東フランス地方の特許状の伝播 そしてこれらの系列を代表する7 モンの法」と略) 第1の点について。 リスとシャンベリ 我々はサヴォワ伯領の特 一三二九年に確定される 「ボーモン=タン=ナル ・ジュ) こうしてま 相違はある そこでこの それぞれ わが国で 口 の系列に リス の Ĭ の

ルらが指摘するサヴ

オワ伯領下

一三二四年以降の一連の改訂過程を通じて全てサ ス系列に含まれるようになった、と見做される。 =モー

①系列の判断基準:「ロリスの法」や「ボーモンの法」な

(les familles)」とは以下三点が異なっ

て

W

る。

どの系列に属しているか否かとい

った判断は、個々の特

許状の前文に、それぞれ「ロリスの諸慣習を認める」な

モンの諸慣習を認める」旨の記載が確認さ

### 表 2:サヴォワ伯領下の特許状の一般的な形式 (1232年シャンベリー(Chambéry)の特許状)

### 〔前文〕 [本文] 条項1:住民による遺言作成の承認 2:遺言のない場合の遺産の分配 3:住民による軍役奉仕の期間とその範囲 干し草運搬賦役の免除 5: 領主の信用買いの承認とその支払い猶予期間 6:領主の役人の宿泊権とその内容について 7:領主の宿泊権とその内容について 8:領主に支払われるターユの定額化 9:住民への市場開設権の承認 10:自領主の許可のない、当該集落への居住の禁止 11:移住後一年と一日を経た者の住民としての認可 12:家屋売買の収入に対する一定額の税の支払い 13: 領主保有の不動産移動に関する税の支払い 14:不動産売買の収入に対する一定額の税の支払い 15:家屋の間口に比例してかけられる税の支払い 16:15条で規定された税の税額 17:パン焼き竈並びに水車の領主所有について 18:領主所有のパン焼き竈・水車の使用義務 19: 20:市場で騒乱を起こした者の罰金について 21:入市税の未払い者への罰金について 暴力行為に対する罰金(拳を用いた場合) (平手 23: (足 24: (短剣・剣 25: (槍 26: 27: (石

```
29:暴力行為が流血に及んだ場合の罰金
30:暴力行為に対する罰金(杖を用いた場合)
31:住居に不法に侵入した者への罰金
32:他人の髪の毛を引いた者への罰金
33:悪口を言った者への暴力行為(拳など)に
  対する罰金免除
34:正当防衛としての暴力行為に対する罰金免除
35:誤った量のワインや塩を売った者に対する罰金
36: 不正な秤や升を用いた者に対する罰金
37: 再犯者を伯の裁判下に置くことについて
38:控訴の場合の控訴料の支払いについて
39:被控訴人側の保証人の提出について
40:根拠のない控訴の場合の罰金
41:訴えのない暴力行為の処理について
42: 犯罪行為の立証の為の証人の提出について
43: 自宅内での暴行・殴打の罰金
44: 窃盗・謀反・殺人の罪を犯した者を伯の裁
  判下に置くことについて
45:市場での暴力行為または窃盗に対する罰金
46:放火を犯した者に対する罰金と領主裁判の実施
47: 姦通罪を犯したものに対する罰金
```

48: 姦通罪の立証と、その免除について

49: 暴力行為等に対する賠償の支払いについて

50:12歳以下の者に対する上記の諸規程の不適

[後文]

用について

Û

表 2 (a)

28:

領主制的賦課に関する規定: 3・4・6・7・8・15・16・17・18・19 =10条項 商業・市場関係規定:9・20・21・35・36・45 - 6条項

(石を投げた場合)

刑法関係規定:22・23・24・25・26・27・28・29・30・31・32・33・34・37・38・

-25条項 39 • 40 • 41 • 42 • 43 • 44 • 46 • 47 • 48 • 49

民事関係規定:1・2・5・12・13・14

= 6条項

住民資格規定:10・11・50

- 3条項

50条項

[典拠] L.Cibrario, op. cit, pp.126-133. より作成。

た。③モ 下のグランクール、モン=ル=ビュ ない 許状の独自性とその背景を考える上で看過することはでき 指摘されることのなかったこの二点は、 れたことが、 レ=クレの特許状には具体的な条文が存在していない。 (2) Charte de franchisesの内容 さて、 ①領民の特権・義務 ー地方の数多くの有力領主の手によって起草・授与さ ードン系列の特許状は、 ブニョンの研究で確認されている。 サヴォワ伯ばかりではなく ー、ロマン、モル サヴォワ伯領の特 これまで ジュ、 ま

異なる場合も確認される。さらに、特許状前文において特 側の、あるいは集落側の社会的状況に従って内容が大きく

囲:北東フランスの系列の普及範囲は特定の諸侯領内にと

どまることなく、複数の諸侯領にまたがるものもあるなど、

かなり広い。

分を全く伴わないものも存在している。 定の系列に属すことが確認されるのみで、

③系列の普及範

具体的な内容部

容に必ずしも著しい共通性はなく、

特許状を授与する領主

に従って確定された北東フランスの系列内では特許状の内

れるか否か、

に依っている。

②同系列特許状間の内容:①

いしは「ボー

確にする。 する規定と並んで商業関係の規定が多く含まれていること 定に多くの条項を割いていること、また領主制的賦課に関 ると表2(a)のようになる。ここからは、刑法関係の規 般的な形式を条項順に示したもので、それを内容別に分け が獲得した特権と依然として課されていた賦課の内容を明 いて、先ずは領民側の視点から、 て上に挙げた7特許状をまとめたものである。 関係規定を取り上げる。 あらためて各系列を代表する7特許状の内容に 表2は、シャンベリー系列を例に、 本項では領主制的諸賦課に関する部分と民事 表3は、その具体的な内容につい 特許状の受領により領民 特許状の一

まず領民への恣意的な賦課を代表するター ユについ · て見

の系列に属する特許状は全て前文でそれが「モードンの法

モードン系列を①~③に対照させて見ると、

を認めるものであることを宣言しており、

② モ ー

-ドン系列

系列について確認されることを意味している。

られる上記①~③の特徴が、

実はサヴォワ伯領内の特定の

即ち7系列

ついて。これは上で指摘した北東フランスの「系列」に見

次に第2の点、サヴォワ伯領の系列間での性格の相違に

ろうが、ただちに領民の負担を軽減するものではなかっ

確かに領主並びにその役人の恣意性は排除するであ

多くの特許状が廃止していたターユは、この年集落全体で

はもともと僅か10s.しか徴収されてい

ない。他方、伯に231

草地からの牧草や秣の売却益も471.14s.2d. と全体の16%

ている。

それゆえ、

一連の領主制的賦課に関する規

地代総額も221.8s.8d.にとどまっている。 が14.4boisseauの少額になってしまう。

直営地からの収穫がその大部分をなしていた。

伯所有の牧

一戸当たりに換算すると小麦が 1.8boisseau、

また領民からの この地では領主

また燕麦

このうち小麦がわずか1muid、燕麦も4muid に過ぎず、

生産物貢租として領民から徴収されたの

財産の自由処分も認められてい 相続するであろう。 その遺言状は効果を持ち、 表現に多少の差はあれ、 糸親族である」から窺えるように、 もしくは女性がいた場合、 である」と第2条「しかして、 ユを受ける権利を有していたが、 恣意的なターユ (tallia) 第8条、 即ち、 子供達、 **ે** ઢું<sub>છે</sub>. では、

従来の領主制的賦課を大きく軽減するもの ては税額や割合が固定化されている。さらに表2の第1条 廃止している。また家屋税・入市税・不動産売買税につい 「当該集落において、もし遺言をなした者が死んだ時には、 の不当なる賦課より解放される」[ST.MAURICE4] 自由となるだろう。」[VILLE NEUVE4]「集落は全て びにその他のあらゆる規定外の賦課から(住民は=筆者) invitas)を設けることはない」[AOSTE6]「ター とを約束すべし」[CHAMBERY8:シャンベリー 一年の同じ時期に同額を servitius の名で支払うこ 々は当該集落において毎年8月に71.3s. 以下同様」、「今後余ならびにその後継者達 いずれの特許状も定額化ないしは その正当なる相続人がその者を またそれが厳格に守られるべき あるいは援税(exactionen もし遺言なく死亡した男性 住民は今後このター 最も近い父系親族と母 遺言を通じた個人的な これらの規定は といえるの の ごであ ユ並 の特 夕 ユ بح

しょ

ただし、

1.2s.7d. となって全体の4%と収入の重要な部分をなして

年間に中間役人の取り分を除いて2971.15d.

の収入を得て

いる。このうちその年に収穫された小麦(50.5muid)、ラ

燕麦 (49.86muid)

の総売上げが133

イ麦(14.75muid)、

これによると、

した一二六六年の集落イヴェルダンに関するものである。 (Rodolphe Moudon)が作成し、バイイに対して報告

およそ8戸からなるこの集落から城代は

を手がかりに考えてみたい。

それは城代ルドルフ=モード

表3:主要Charte de franchisesの内容

X o . L & Charles de Transmiscos / 1-														
項目	家屋税*1	不動産売買税		9	バナ	- IJ	テ	葡萄酒	Α	В	С	D	Ε	F
		買手*2	売手	크	升・秤	癰	水車	専売期間						
Aoste	12→6d.			廃	Δ					40日	4d.	0		0
Chillon	8→6d.	1/13	1/13	"		0	0	15日間			4d.	0	定	0
Chambéry	9→6d.	1/13	!	定	· ©	0	0			40日		0	定	0
Bourg	6→4d.	1/12	1/12	廃	0	0				15日	4d.	0	定	0
St. Maurice	6→4d.	1/12	1/13	"		0	0	1カ月	0	40日	4d.	0	定	0
Moudon	2d.			"		į	į			40日		0	定	0
Beauvoisin	6d.	1/6	3	"	0	0		1カ月	0	40日	4d.	0	定	0

【項目】A:市場開設権 B:領主支払い猶予 C:人市税 D:宿泊権 E:軍役 F:罰金 【凡例】d:deniers 廃:廃止 定:定額・定量化 ②:領主側留保 Δ:領主と集落の共同所有 〇:記載あり [註] \*1:家屋の間口を計り、1トワズ (toise) =1.95mにつき支払われる税。〔→〕のついて いるものは、普及の過程において、同系列の特許状であっても額が変動しているもの。 \*2:不動産の移転に伴って領主に支払われる税。売手・買手とも総売買額のうち表に示した

割合を税として支払う。 ※但しサヴォワ伯領では4種の貨幣が用いられており、賦課額を単純に比較することは出来ない。上 配色シッケオン目前では 種の資格が用いられており、風味的で生かれに比較することは出来ない。 記の表では Aoste, Chambéry, Bourg, Pont de Beauvoisin ではヴィエンヌ貨幣 (mommaie de Viennoise) が、Villeneuve de Chillon ではサン・モーリス貨幣 (mommaie de St. Maurice) が、St. Maurice, Moudon ではローザンヌ・ジュネーブ貨幣 (mommaie de Lausanne et de Genève) が用いられている。(残り!種は、マコン貨幣(mommaie de Mâcon)であり、伯領北 西で一部使用。) 因みに当該期の交換比率は概ね以下の通り。

{1 deniers viennoise = 3/4 deniers Lausanne et de Genève = 1/2 deniers St. Maurice}

### 表4:罰金の内容 ①一般犯罪行為に対する罰金額

	Т		γ				т					,-		
項	<b>目</b>   A	B	C	Dア	1	ーウ	エ	オ	力	Eア	イ	ウ	F	G
Aoste	60s.	60s.		601.			601.	1	Ī		10s.	60s.	0	601.
Chillon	60s.		60s.	601.	ł	į	1	l	į	60s.	ļ	i	0	60s.
Chambéry	60s.	ĺ	60s.	60s.	(	1	61.	1	į	i	ľ		601.	60s.
Bourg	60s.	7s.			1	1		1	1	ŀ	7s.			60s.
St.Maurice	60s.		]		60s.	0		60s.	61					60s.
Moudon	60s.	1	1	60s.	1		601.	1			10s.	60s.		
Beauvoisin	60s.	60s.	60s.		60s.	61.	1	60s.	61		5s.	60s.	601.	

[①の項目]

A-姦通罪:B-武器の不法所持:C-軍役不履行 D-ア家屋破損(イ日中の場合 ウ夜間の場合) 工家宅不法侵入(オ日中の場合 カ夜間の場合)

E-ア自宅内での暴行・殴打 (イロ中の場合 ウ夜間の場合) F-放火罪:G-偽証罪

### の見力をおけかれる場合が

項目	Α	В	С	D	E	F	G	н	Iア	イ
Aoste	20s.	10s.	30s.	30s.		60s.	60s.		10s.	5s.
Chillon	3s.	5s.	10s.	60s.	60s.	60s.	60s.		10s.	5s.
Chambéry	3s.	5s.	10s.	60s.	ļ	60s.	60s.	60s.	10s.	5s.
Bourg	3s.	5s.	l	7s.	60s.	60s.	60s.	ļ	10s.	
St.Maurice	3s.	5s.	7s.	20s.	ļ	60s.	60s.	60s.	10s.	5s.
Moudon	3s.	5s.	10s.	60s.		60s.	60s.	60s.	10s.	
Beauvoisin	7s.	1	7s.	7s.	60s.	60s.	60s.	ļ	7s.	

拳を用いた傷害罪 7手 " 丈・棒 ″ 宝石を用いた傷害罪 易害流血罪 側や槍を用いた傷害罪

(②の項目)

穷盗罪 E髪を引っ張った罪 (ア両手の場合 イ片手の場合)

### ③商行為上の違反に対する罰金額

項目	Α		В	Сア	1	Dア	1	Е	
Aoste Chillon Chambéry Bourg St. Maurice Moudon Beauvoisin	60s. 60s.	60s.	15s. 60s. 60s. 60s.		60s. 20s. 3s. 60s.	60s. 60s. 60s.	00	60s.	[③の項目] A - 市場における騒乱の罪 B - 人市税の未納 C - ア: 異なる人物への食肉販売 イ:病気肉販売 D - ア: 不正な秤・升の使用 イ: アを二回以上行った場合

-葡萄罰令違反 [凡例] 1: livres s:sous d:deniers ○:領主の恣意に委ねられるもの これらの罰金額は一般男子に課される額であり、通常女性の場合はその半額が課され、また (註) 12歳以下の者に対してはこの罰金の適用から除外された。 [典拠] R.Marriotte-Löber, Ville et seigneurie, pp.80-81の表から作成。

集落が特許状受領の直前に置かれていた経済状況に ここである集落の城代が残した会計記録 つ

の収入をもたらしたバナリテは、北東フランスの多くの特許状が廃止していたにもかかわらず、「パン焼き竈と水車は、伯の所有でなければならない」 [VILLE NEUVE25] という規定に見られるように、特許状授与がバナリテを新となる道路、さらに完全な竈を一つ」 [ST.GENIX16] という規定に見られるように、特許状授与がバナリテを新という規定に見られるように、特許状授与がバナリテを新という規定に見られるように、特許状授与がバナリテを新という規定に見られるように、特許状授与がバナリテを新という規定に見られるように、特許状授与がバナリテを新という規定に見られるように、特許状授与がバナリテを新という規定に見られるように、北東フランスの多くの特に認める契機になっている場合もある。

ずンは1回につき1日以内の軍役がそれぞれ課されてい がう性格を強く示していたのに対し、例えばシャンベリー いう性格を強く示していたのに対し、例えばシャンベリー につき1日以内、範囲はジュネーヴ、ローザンヌ、 の総軍役日数は20日間で、範囲はジュネーヴ、ローザンヌ、 の総軍役日数は20日間で、範囲はジュネーヴ、ローザンヌ、 の総軍役日数は20日間で、範囲はジュネーヴ、ローザンヌ、 の総軍役日数は20日間で、範囲はジュネーヴ、ローザンヌ、 の総軍役日数は20日間で、範囲はジュネーヴ、ローザンヌ、 の総軍役日数は20日間で、範囲はジュネーヴ、ローザンヌ の総軍役日数は20日間で、範囲はジュネーヴ、ローザンヌ の総軍役日数は20日間で、範囲はジュネーヴ、ローザンヌ の総軍役日数は20日間で、範囲はジュネーヴ、ローザンヌ の総軍役日数は20日間で、範囲はジュネーヴ、ローザンヌ の総軍役日数は20日間で、範囲はジュネーヴ、ローザンヌ のと、定量化されてはいても、北東 で、ブールは1回につき1日以内。 第2日以内。 第2日以内, 第2日以内, 第2日以内, 第2日以内, 第2日以内, 第2日以内, 第2日以内, 第2日以内, 第2日以

受ける要素は十分ではないと思われる。れる。このように経済的側面に関する限り、領民が恩恵をおいて、その内実は高負担なものではなかったか、と思わている点、また年間の回数が限定されていないという点にる。これらの軍役は、より広い領域の守護が領民に課され

sindicusと呼ばれるこうした役人は、新住民の受け入れ 共同体側の利益を代表する役人が存在する。史料中で 治組織はどうであろうか。当該伯領でも個々の集落内に 断すればこのサンディクは、北東フランスの多くの特許状 城代との交渉(BEAUVOISIN)を行っており、機能面から判 諸賦課の徴収(BOURG)、賦課徴収・新住民の受け入れ る上記の規定が挿入されている。では彼らは特許状授与以前も5回目の授与(一三三三年)でようやくサンディクに関す 住民の政治組織に関する規定はなく、またアオストの特許状 はないことに注意すべきである。アオストとサン=モーリス ほぼ同等の役割を果している。しかしこの時役人の設置ない(『) がその設置を認め、選出を領民に委ねたメール(maire)と、 [ST.MAURICE®]、バイイとの交渉(MOUDON)、 の特許状を除き、他の特許状並びにその系列下の特許状には し機能を確定する史料は必ずしもCharte de franchises で [AOSTE19]、共同体会計の管理(VILLE NEUVE)、 それでは政治的な面、例えば領民共同体の自治的な政

②伯の政治的・経済的意図

場統制に関する強い意欲の現れと理解出来る。このことは場統制に関する強い意欲の現れと理解出来る。このことはは」[ST.GENIX21]とか「領主は当地において、それを領主並びに彼の城代の命によってそれを持つものを除いてち「いかなる者も塩の升を持たない。その仕事に従事し、ち「いかなる者も塩の升を持たない。その仕事に従事し、というような、市場で使用する升や秤に対する領主独占権というような、市場で使用する升や秤に対する領主独占権というような、市場で使用する升や秤に対する領主独占権というような、市場で使用する升や秤に対する領主独占を開いて計られるべき自らの秤許状に現れるの主張は、北東フランスの特許状には確認されば、投与者である伯の視点から、特許状に現れる本項では、授与者である伯の視点から、特許状に現れる本項では、授与者である伯の視点から、特許状に現れる本項では、投与者である伯の視点から、特許状に現れる本項では、授与者である伯の視点から、特許状に現れる

は、当地の事情からして当然であった。サヴォワの中核都る。デュパールに従えば、こうした市場統制への伯の意欲 れを販売した」[AOSTE8] 場合には、罰金の支払いでは 「大きい升を用いて商品を買い入れ、小さい升を用いてそ また不正な升を使用した場合、それが2回以上に及んだり、 が「市場開設期間中に市場を破壊した者は、領主である伯 額の一覧であり、③が商行為上の違反に対する罰金である 刑法規定においても確認される。例えば表4①~③は罰金 北アルプスや地中海を通る新たな交易ルートも開発されつ あったが、自領内には有力な産品がなく、またこの頃には 有し北西ヨーロッパとイタリアを結ぶ重要な交易路上に 当時サヴォワ地方はモン=スニ峠とサン=ベルナール峠を 済まされず伯の流血裁判権の下に置かれることになってい は他の暴力行為などの罰金額と同額の高額になっている。(3) に償わせるべし」[CHAMBERY 20]とされ、その罰金額 する者は壊れた所を直し、その損害を不正をなした者ども に対して60スーを支払わねばならず、伯並びに集落に居住 の下に置かれ、 の秩序維持を計り(「週市ないし大市に来たる者は、伯の保護 地域産業の振興をはかるよりも、交易地として市場・交易路 つあった。そこで当該伯領においては、都市を中核とする 市の一つモンメランの流通税徴収簿を検討した彼によれば、 無事にして安全である」[EVIAN 8])、

対して今見たような熱意を持ってあたっていたのである。 たという。このことが特許状の内容にも反映したのである。 がして今見たような熱意を持ってあたっていたのである。 たという。このことが特許状の内容にも反映したのである。 たという。このことが特許状の内容にも反映したのである。 たという。このことが特許状の内容にも反映したのである。 たという。このことが特許状の内容にも反映したのである。

ある伯に帰属する」「伯の意の下にある」「伯の慈悲も多くはないが、殆どの特許状は上級裁判権が「領主でで、伯による完全な裁判権の掌握を記した特許状は必ずしで、伯による完全な裁判権の掌握を記した特許状は必ずしめの現れと理解することが出来る。「全てのブルゲンセス及図の現れと理解することが出来る。「全てのブルゲンセス及図の現れと理解することが出来る。「全てのブルゲンセス及図の現れと理解することが出来る。「全てのブルゲンセス及図の現れと理解する詳細な規定の存在は伯が、その裁判ー方、罰金に関する詳細な規定の存在は伯が、その裁判一方、罰金に関する詳細な規定の存在は伯が、その裁判

級ないし中級の裁判権を行使して一件につき60スーを越え て特許状受領集落に関係を持つ中小領主層は、完全に当地 (misericordia)の下にある」ことを明記している。そし 性を持っている。かかる均質性は北東フランスの特許状に 差はあるものの各系列の特許状ともよく類似し、高い均質 過程と関連するのであろう、規定の具体的な内容は、多少の 理解された受領集落の性格とも一致する。そしてこうした 下に組み込んでいく過程を示しているのではないかと思わ できるだろう。これらの点をまとめるなら、特許状の授与ジュの中心地にもなっていっていることがあらためて指摘 ヤージュ、即ち伯の上級裁判管区と一致していること、そ た特許状の系列の広がりが、この後14世紀に整備されるバ となっている。さらに伯の裁判権との関連では、先に挙げ ない限りで徴収された罰金額の、その約½を受け取る存在 は副支配権(vicedominatus)を有するにとどまり、下 の支配権から排除されていない場合でも、裁判権に関して ヴォワザンといった13世紀に入って新しく伯の影響下に れる。この点は政治的・経済的機能を併せ持つものとして は、受領集落を伯による統一的な行政組織及び流通構造の して系列の核となる特許状を受領した集落が同時にバヤー スーに統一されている。ただしブールやポン=ド=ビュー は類を見ない。典型的なのは罰金額で、最高罰金額が概ね60

スーの罰金額が散見される。れ代表する特許状では、この点の統一は不十分であり7れ代表する特許状では、この点の統一は不十分であり7人っていったブレス地方とヴィエンヌ地方の系列をそれぞ

# (3)授与―受領を巡る在地の政治状況

s)」という表現がそのまま真実であったとは言えまい。し な押しつけではなかったと考えることは可能だろうか。こ 求において (collentibus et petentibus dictis hominibu も(2)-②で見たような志向を持つ特許状を抵抗なく受け 開発村(villa nova)であればともかく、既存集落の住民 特許状普及の理由をどのように考えたらよいだろうか。新 あることを示していた。領主の経済的圧迫や政治的集権化 を経済的要因に求めること、また近年の研究動向が指摘す されていた集落と、 の問題は、①文書授与以前から伯の支配権が安定的に確定 かし文書授与には住民側の要請もあり、伯の意図の一方的 も確認される。特許状前文に見られる「この住民たちの要 入れており、多額の金銭を支払ってまで獲得している事例 て特許状の内容を理解することが難しいとすれば、我々は に対する領民の抵抗を考慮した妥協的性格を持つものとし るような政治的要因に求めること、そのいずれもが困難で (2)-①で確認した特許状の内容は、特許状普及の背景 ②授与直前に何らかの手段を用いて伯

> (3) 「ヴィルヌーブ=ド=シロン(2:一二一四年)は既存集 緊密な結びつきを求めたいくつかの事例を挙げてみたい。 大記①型の集落には共通する一つの傾向が指摘される。それ は必ずしも全集落について確認されるわけではなく、特に は必ずしも全集落について確認されるわけではなく、特に は必ずしも全集落には共通する一つの傾向が指摘される。それ は必ずしも全集落には共通する一つの傾向が指摘される。それ は必ずしも全集落には共通する一つの傾向が指摘される。それ が支配権を獲得した集落、とでは分けて考える必要がある。 (3)

関する規定からは、特許状の対象者が当初〈homines とされていた。そしてこの時授与-受領された特許状は、 要とされていた。そしてこの時授与-受領された特許状は、 にならとの共生を計っている。まず第一には、彼らを共活で彼らとの共生を計っている。まず第一には、彼らを共活がでいた。としている。特許状中の各条項は、〈quis〉〈aliquis〉〈quicumque〉を主語とし、 との枠内に取り込んでいこうとしている。特許状中の各条項は、〈quis〉〈aliquis〉〈quicumque〉を主語とし、 と対象としている。が、前文あるいは新住民の受け入れにを対象としている。が、前文あるいは新住民の受け入れにを対象としている。が、前文あるいは新住民の受け入れにを対象としている。が、前文あるいは新住民の領主層

者を保護すべき」[ST.GENIX4] であった。当該期のサ[CHAMBERY11] し、「集落と領主はその法の下でそのにの者をあらゆる方法を以て手助けし、守るべきである」 〈burgenses〉〈、さらに3世紀末には〈nobiles〉〈milites〉 residentes in villa〉〈habitatores in villa〉であったの 経済的衰退は、こうした動きに連なっていくと思われる。 ヴォワ伯領において複数の研究者が指摘する中小領主層の とたび集落共同体の一員となれば、「領主並びに集落は、 尊重する方向へ確実に向かっている。そして彼らも含めひな免除から支払い命令、そして強制へと共同体側の立場を へと拡大されていくことが分かる。また上で度々問題と に、13世紀中頃からは伯に対して宣誓をなした者を示す 要とし、記載内容の遵守を諸侯に誓約し、 に特許状を授与している。但しその際には諸侯の確認を必 また諸侯と協働して、或いは単独で自領内の集落に積極的 ではこうした領主層が自ら当事者となって特許状の授与に た中小領主層もまた存在していた。もっともサヴォワ伯領 限定されながらも依然として当地の諸支配権を維持してい 対して第二に、(2)-②の後半で見たように、裁判権限を いについて、伯の裁定を時代を追ってみてみると、全面的 なっていた中小騎士、聖職者による共同体防衛費用の支払 参加することはない。北東フランスの場合、中小領主層も 未決の村落

に読みとることは残念ながら出来ない。

(3) は判権限の帰属を中心に)規定される側面も確認された。こうした事例と比較した時、サヴォワ伯領では中小れた。こうした事例と比較した時、サヴォワ伯領では中小の主層の特許状授与への消極姿勢によって、上述のようない。こうした事例と比較した時、サヴォワ伯領では中小領主間関を配権を有する彼らと諸侯との関係をこの文書から十分に読みとることは残念ながら出来ない。

### (4)小括

仕えた思想家ボデロは、自らの地方には貧弱な都市しか存とれた思想家ボデロは、自らの地方には貧弱な都市しか存を認めている。ただ彼ら特にペランは、特許状を受領した特許状が決して領民に十分なものではなかったことを認めている。ただ彼ら特にペランは、特許状を受領したがすワ伯領の諸都市は重要な交易路上に位置するというを認めている。しかしサヴォワ伯領下の諸都市は、有効な産解している。しかしサヴォワ伯領下の諸都市は、有効な産経済的発展が阻害されたという側面を持っているのではないだろうか。かなり時代を下るが16世紀にサヴォワ伯領の特許状は、領民に認められた特権の内容サヴォワ伯領の特許状は、領民に認められた特権の内容サヴォワ伯領の特許状は、領民に認められた特権の内容というないだろうか。かなり時代を下るが16世紀におかったことを認めている。

な経済的・政治的発展の機会を与えたとは言えない。在していないことを認めている。特許状は領民側に自律的

を築き上げようとする試みこそが、サヴォワ伯領における 地域を統合し、そこにひとつの統一的かつ組織的な法体系 うな特許状の性格は、諸侯主導の下で固有の法慣習を持つ をも取り込む形で共同体的凝集性を高めていった。このよ 下で近隣の中小領主=騎士層・聖職者の干渉を排し、彼ら 分とはいえないこの特許状の受け入れによって、伯の保護 らは将来の行政・上級裁判管区に対応する形で複数の系列 体としては非常に均質であるが、より詳細に見れば、それ 及び罰金額については、多少地域的な違いは在るものの全 は商業統制とともに主導性を発揮している。また賦課内容 シーズを認める一方で、バナリテや罰金の徴収にあたって 授与を可能ならしめたサヴォワの法的背景について考えて していよう。次節では、こうした性格を持つ特許状の作成・(ミ゚) Charte de franchisesの授与であったということを意味 に分類される。集落民は、特権の内容において必ずしも十 伯は、主として諸賦課の固定化という方向でのフラン

### 註

- (≈) *ibid.*,p.22.
- $(\infty)$  *ibid.*,p.24.
- (4) R.H.Bautier et J.Sornay, Les sources de l'histoire économique et saciale du Moyen Age.Provence Comtat Venaissin, Dauphiné, Etats de la Maison de Savoie, t. 1, Archives des principautés territoriales et archives seigneuriales, Paris, 1968, pp. 342-343.
- (5) 例えば「ロリスの法」系列で一一八九年にフィリップ2世がノネットに対して授与した特許状の前文には、以下の如く記されている。〈… concedimus consuetudines habendas et observandas quas habent et observant homines nostori de Lorriaco.〉, M. Prou,Les coutumes de Lorris et leur propagation au XII et XIII siécle, Revue historique de droit français et étranger,t.5,1884,pp.523-556,pièces justificatives, n° XII.
- ー − 一 ○二頁。(6)上のノネットの特許状もその一例である。詳しくは拙稿、一○
- 広い領域にわたって普及している。 リュクサンブール伯領、ロレーヌ伯領、ヴェルダン司教領などリュクサンブール伯領、ロレーヌ伯領、ヴェルダン司教領など・フパーニュ伯領やサンセール伯領に、また「ボーモンの法」も(7)「ロリスの法」はフランス王家が起草したものであるが、シャ(7)「ロリスの法」はフランス王家が起草したものであるが、シャ
- ( $\infty$ ) (usus, consuetudines, libertates et franchesiae de Melduno), F. Forel, Chartes commnales du Pays de Vaud, dès l'an 1214 à l'an 1527, Mémoire documents publié par la Société d'histoire de la Suisse romande, t.

- 27, 1872 (以下G.Forel,*Chartes communales* ~ 略記)'、n° 21,p.58.
- ( $\infty$ ) Grancour: F. Forel, Chartes communales, pp.40-41: Mont le Vieux: J.Bugnion, Les Ville de franchises, p.58.; Romont: F.Forel, Charte communales, pp.63-65.: Morgex: J.B. de Tillier, Franchigie, pp.38-39.; Les Clées: J.Bugnion, Les villes de franchises, p.56.
- (10) J.Bugnion,Les villes de franchises,pp.49-68. 今回ヴォー地方の特許状はフォレルの著作に付されたものを利用したが、地方の特許状はフォレルの著作に付されたものを利用したが、地方の特許状はフォレルの著作に付されたものを利用したが、地方の特許状はフォレルの著作に付されたものを利用したが、地方の特許状はフォー地方の)コミューン特許状を極めて自治的色がらも伺えるように、彼はこの地方の特許状を極めて自治的色彩の強いコミューン文書と考えている(J.Bugnion, op.cit.,p.103.)。ブニョンが批判を加えている(J.Bugnion, op.cit.,p.は、ブニョンが批判を加えている(J.Bugnion, op.cit.,p.は、ブニョンが批判を加えている(J.Bugnion, op.cit.,p.103.)。ブニョンが批判を加えている(J.Bugnion, op.cit.,p.103.)。ブニョンが批判を加えている(J.Bugnion, op.cit.,p.103.)。ブニョンの計算の情許状にはコミューン結成を承認するように思われる。また彼の史料刊行の不備に関してはデグロンが指摘している。(R.Déglon, Yverdon au Moyen Age(XIII XV siécle),Lausanne,1949,p.32.)しかし本稿では史料入手が困難であったためフォレルを利用せざるを得なかった。デグロン、ブニョンの研究を対照させつつ用いたが、かった。デグロン、ブニョンの研究を対照させつつ用いたが、この点では、対している。
- (11)後述26頁参照。
- (2) CHAMBERY: L.Cibrario, Documenti,p.just.III,p.126.;
  AOSTE: L.Cibrario, op. cit., pp. 33-36.; VILLE NEUVE:
  F.Forel, Chartes communales, n°1,p.3.; ST.MAURICE:
  R.Mariotte-Löber, op. cit., p. 65.

- (≅) L.Cibrario,op.cit.,p.126.
- (4) この史料 Archivês d'Etat de turin, Section réunies.(III), Invent.Sav.,70, f 205,compte de Rodolphe Moudon.は、カウダーノによって刊行されたものを用いた。M.Chiaudano, La finanza Sabauda nel secolo XIII,Turin,1933,t.1,p.118.
- (5) 一戸あたり大麦ないし燕麦製のパン一個を納めるパン焼き税(5) 一戸あたり大麦ないし燕麦製のパン一個を納めるパン焼き税(5) 一戸あたり大麦ないし燕麦製のパン一個を納めるパン焼き税のp.ctt.,p.34.
- (9) F.Forel, Chartes communales, p.4.
- (二) A.Dufour, Documents inédits, p.140.
- (8) 例えば「ボーモンの法」は住民の守護軍役を以下のように規定 する。「住民は、同日内もしくは明日内にボーモンに帰還する た。「住民は、同日内もしくは明日内にボーモンに帰還する た。「住民は、同日内もしくは明日内にボーモンに帰還する が、大司教の守護軍役を果たすであろう」 E.Bonvalot, Le Tiers-Etats d'après la charte de Beaumont et ses filiales,Paris,1883(réimp.,Genève,1975),p.113.
- (2) E.Bonvalot, op. cit.,pp. 122-124.; J.F.Lemarignier, La France médiévale Institutions et sociétés, Paris, 1970, p. 133.; L.Génicot, Rural communities in the medieval west, London, 1990, pp. 81-89.
- ( $\Re$ ) M.A.Letey, Le livre rouge de la Cité d'Aoste, Turin, 1956, pp. 107-108.
- ิล) R.Mariotte-Löber, op.cit.,p.90.

(원) ST.GENIX : A.L)ufour, op. cit., p. 139.; CHAMBERY : L.

- Cibrario, op. cit., p.130.
- (없) L.Cibrario,op.cit.,p.128
- (%) *tota*, p.3
- (%) P.Duparc, Un péage savoyard sur la route du Mont Cenis aux XIIPet XIV<sup>e</sup> siècles; Monmélian, Bulletin philologique et historique du comité des travaux histori-ques, année 1960, Paris, t. 1, 1961, pp. 145 – 187.
- (%) G.de Manteyer,Les origines de la Maison de Savoie (910 −1060), vol.2,Genève,1978.pp.271−275.
- (27) さらに付け加えれば、アメーデ五世の父親トマ二世は短期間だがフランドル伯の地位にあり、この時築かれたフランドルとサガフランドル伯の地位にあり、この時築かれたフランドル産の毛ランで徴収された流通税の徴収簿を見ると、フランドル産の毛ランで徴収された流通税の徴収簿を見ると、フランドル産の毛地紀後半から末にかけて著しい伸びを示し、13世紀末には伯家世紀後半から末にかけて著しい伸びを示し、3世紀末には伯家世紀後半から末にかけて著しい伸びを示し、3世紀末には伯家世紀後半から末にかけて著しい伸びを示し、3世紀末には伯家世紀後半から末にかけて著しい伸びを示し、3世紀末には伯家世紀後半から末にかけて著しい伸びを示し、3世紀末には短期間だの大きに付け加えれば、アメーデ五世の父親トマニ世は短期間だい。
- (%) F.Forel, Chartes communales, n 1,p.6.
- p.82. サヴォワ伯領の特許状では上級裁判権に属する犯罪として、重り、サヴォワ伯領の特許状では上級裁判権に属する犯罪として、重り、サヴォワ伯領の特許状では上級裁判権に属する犯罪として、重
- (ℜ) R.H.Bautier et J.Sornay, op.cit.,p.345.
- (31)この点では、ヴォー地方のモードン系列は統一的である。ヴォー

Rue(32)の裁判証書によると一二七一年に泥棒に対しては30 地方の罰金額は特許状授与以前にはかなりばらつきがあった。 窃盗したものに7スーの罰金がそれぞれ課されていたが、一二 れついる。J.Bugnion,op.cit.p.22. 七八年特許状授与の直前にこの地の罰金額は60スーに統一化さ 棒を使って暴力行為を働いた者に28スー、他人の山羊を

- この表現はシャンベリー系列に共通する。R.Mariotte-Löber, op. cit., pièces justificatives, p. 209.
- (정) R.Mariotte-Löber, op.cit.,pp.191-193
- (5) ibid.,pp.118−121.
- (%) P.Vaillant, Les libertés des communautés dauphinoises, Paris,1951,p.113.
- R.Mariotte-Löber, op.cit.,pp.171-175
- $(\otimes)$  *ibid.*,pp.128-131.
- (39)全ての特許状ではなく、Nyon(39:1293)、Morges(41:1328)、 Moudon(⊆:1328)'Romont(⊜:1328)'Yverdon(⊝:1328) などに確認される。F.Forel,op.cit.,pp.37-76.
- communi si opus est.Capellani et clerici liberi sunt nec communi et in munitione ville prout jus exigit.〉一二八九 六年、St-Genixでの判決。 〈capellani et clerici ponunt in debent ponere in communi nec in munitione ville〉 | 미수 communi villae nullus neque clericus neque sacerdos e ville, tam ecclesiastici quam clerici, debent ponere in \quicumque voluerit manere in villa debet ponere in St-Laurentでの判決。 〈burgensis et habitatores dict

habeat privilegium taillandi se in communi.〉 | 二九 | 年、St-George d'Esperancheでの判決。R.Mariotte-Löber, *op.cit.*, p.89.

- (국) L.Cibrario, op. cit., pp.126-133
- A.Dufour, op, cit., p.124.
- (妥) R.Mariotte-Löber, op. cit., p. 85.; P. Vaillant, La politique.,
- 44 前掲拙稿、九四-九五頁。
- (4) P. Vaillant, op. cit., p. 323; Ch. Ed. Perrin, op. cit., pp. 51-54.
- (셯) Ch.Ed.Perrin,op.cit.,p.52.
- (4) G・プロカッチ(斎藤泰弘、豊下楢彦訳)『イタリア人民の歴 史 Ⅰ』未来社、一九八四年、 二四七頁。
- ヴォー地方では十分実現しなかった伯の勢力拡大は、領民との et le Pays de Vaud (Bibliothèque historique Vaudoise る。ヴォー地方の身分制議会 (Etats de Vaux) については、 討議の場を身分制議会に移してその後も試みられることにな A.P.Bagliani et J.F.Poudret(éd.), La Maison de Savoie 97),Lausanne, 1989.を参照。

## 特許状作成・授与の法的背景

特殊サヴォワ的な背景を考える上で手がかりになると思わ 先させた内容を持つ特許状の授与・普及を可能ならしめた れるのが、Ⅳ-(1)で確認した「系列」の相違、すなわ 北東フランスと比べ統一的で、諸侯側の集権的志向を優

このサヴォワの地では商業・流通活動が伯の収入の重要な 相違はフランス法制史において一般的にいわれる慣習法地 普及との相違である。というのも、モードン系列の特許状 を形成する力に乏しかった、と整理される。しかしながられ、それゆえこの地域は集権化政策の一環として新たな法 盤がこの時期の成文法地域たる南フランスについて指摘さ ス史では、農業生産力の低さに由来する脆弱な領主制的基 入を意図したことは十分に予想できるだろう。通常フラン ヴォワの場合でも伯がこのような形でローマ法的理念の導 や帝国内の領邦君主の権力集中に奉仕したと言われる。サ おいては皇帝である」という主張とともに今度は各国国法 して主張したローマ法は、「国王(諸侯)はその王国内に 一方で、当初皇帝が自らの権力集中のために皇帝世界法と の分裂によって神聖ローマ帝国が政治的勢力を失っていく ているのではないかと思われる。13世紀後半以降諸領邦へ る成文法地域にサヴォワ地方が位置していたことと関連し ヴォワ伯領の特許状の特質は、ローマ法が法総体を構成す 域と成文法地域との区分に対応しており、このことからサ が普及したヴォー地方を北東フランス側に含めると、この 方と、モードン系列の特許状及び北東フランスの特許状の ちモードン系列を除くサヴォワ伯領の特許状の普及のあり

> 足りない。そこでここでは後の議論のための土台として、 務面、即ち特許状の形式・内容・運用においてかなり明白 影響の幾つか(①公証人制度の採用②遺言相続の承認③裁 はないかと思われる。そして実際、ローマ法の影響は法実 域であることを背景とした新たな法の生成を行い得たので 位置がイタリアでローマ法研究に携わる学識法曹との早期 判官の登用)を提示しておきたい。 にうかがえる。ただこの問題を本格的に論じるには紙幅が の接触を可能にしたことなどの理由から、むしろ成文法地

状の副署人欄を見ると、一一八九年アオストに授与された 遺贈という形式で11~12世紀に再び取り上げられたが、 た。その後遺言の概念自体はカノン法の領域で神に対する る。アルプス以北では8~9世紀には相続人を指定した で見たように遺言相続が規定されていることが挙げられ 状に公証人の称号を持つ者が署名者の一人として記されて として現れているモーリスを筆頭に、ほとんど全ての特許 最初の特許状において既に"meus proprius notarius" 力を与える存在として現れていることが指摘される。特許 スの特許状には見られない公証人層が、特許状を公証し効 ローマ法的な文書(=遺言状)を残す考え方は消滅してい いることが明らかになる。次に内容面では、Ⅳ(2)-① まず特許状の形式的な側面から見てみると、北東フラン

部分を占めていたこと、またアルプス山脈に跨がる所領の

確認される。例えばピエール=ロンバールは、一二五〇年 juges)の登用が知られている。このことは裁判証書に の普及に並行して13世紀前半から職業的な裁判官 (les となる。しかしサヴォワ伯領では他所に先駆けて、特許状 法の素養を身につけた人材が将来的には必要とされること た。ただ民事的な問題に関して彼らは無力であり、ローマ はその配下の城代によって執り行われるのが一般的であっ 状等に記された刑法規定に基づく裁判は、諸侯自身ないし 13世紀の段階では裁判官層の存在は知られておらず、特許 ブレーを中心とする各地の証書に次々と新しい裁判官の名 れる。そしてその後の10年間にサヴォワ、ヴィエンヌ、シャ た後、3年間ほどアオストで出された多くの証書で確認さ のアオストでの裁判にサヴォワ伯領初の裁判官として現れ が現れている。彼らはそれぞれ管轄区域を与えられており、 〈judex comitis〉の呼称を帯びた人物が現れることから 第三に、職業的な裁判官の登用が挙げられる。通例12-

例えばジュネーヴ、シャブレー地方はジャン=ダルバール例えばジュネーヴ、シャブレー地方はジャン=ダルバールの展開という側面においてもその役割は発揮されたと言えるだろう。

い。しかし、北東フランスにおいて授与された特許状が、またフランスの学界においても区別の意識は明確ではなから、北東フランスの特許状(Charte de franchises)を同一サヴォワ地方の特許状(Charte de franchises)を同一の史料類型と見なして良いのか、という問題について考の史料類型と見なして良いのか、という問題について考の史料類型と見なして良いのか、という問題について考の史料類型と見なして良いのか、という問題について考ら、北東フランスの特許状(Charte de franchises)を同一様後に、こうしたサヴォワ伯領の特許状の独自性とその最後に、こうしたサヴォワ伯領の特許状の独自性とその最後に、こうしたサヴォワ伯領の特許状の独自性とそのように、

その前文において当地の慣習を承認・成文化する旨を宣言その前文において当地の慣習を承認・成文化する旨を宣言を異にして初めて可能なのではないだろうか。 を異にして初めて可能なのではないだろうか。 を異にして初めて可能なのではないだろうか。 を異にして初めて可能なのではないだろうか。 を異にして初めて可能なのではないだろうか。

は、今後更なる検討が必要であろう。 は、今後更なる検討が必要であろう。 は、今後更なる検討が必要であろう。 にだ本稿がもともと神聖ローマ帝国とフランス王国ののであることを考えれば、そこから更に進んで従来「慣習のであることを考えれば、そこから更に進んで従来「慣習のであることを考えれば、そこから更に進んで従来「慣習のであることを考えれば、そのの人ではないかと思われるで総称されている史料の区別・区分を主張するためにし、個別的な内容の差異を以て当該地域の政治的・経済的し、個別的な内容の差異を以て当該地域の政治的・経済的に、個別的な内容の差異を以て当該地域の政治的・経済的に、一個別的な内容の差異を以て当該地域の政治的な対象と表情が必要であろう。

### ±

- (1) P. Ourliac et J. L. Gazzaniga, Histoire du droit privé français, Paris, 1985, pp. 79 80. F. オリヴィエ=マルタン(塙浩訳)『フランス法制史概説』創文社、一九八六年、三二八頁。
- ス史(世界各国史2)』山川出版社、一九六八年、七九−八〇頁。二○頁。木村尚三郎「フランス社会の形成」井上幸治編『フラン(2)山口俊夫『概説フランス法』上』東京大学出版会、一九七八年、
- 3)公証人の称号は、時代ごとに特徴を持っている。12世紀末~13

  出記人の称号は、時代ごとに特徴を持っている。12世紀末~13

  本現が多いが(notarius sacri palatii)世紀前半には公証人が伯との結びつきを強めたことを示す表現が増える(notarius domini Amedei comitis)。そして再び皇帝権威との結びつきを示す表現が現れた後、世紀後半にそれは減少し、以後いかなる保護権力の由来も示さなくなり(pubulicus notarius)、そる保護権力の由来も示さなくなり(pubulicus notarius)、そる保護権力の由来も示さなくなり(pubulicus notarius)、そる保護権力の由来も示さなくなり(pubulicus notarius)、そる保護権力の由来も示さなくなり(pubulicus notarius)、その特権人の行うとに特徴を持っている。12世紀末~13
- (4) P.Duparc,La pénétration du droit romain en Savoie (première moitié du XIII e siècle),Revue historique de droit français et étranger, t. 43, 1965, pp. 61-70.
- いる。P.Vaillant, La politique.,p.243.
- (ω) P.Duparc, op. cit., p.80.
- (7)ibid.,pp.81-83.この面のプロソポグラフィッシュな研究が進

かったと思われる。マックス=ウェーバー(世良晃志郎訳)『法を問題を形成していたと見解するには至らないが、この後サヴォ関語を形成していたと見解するには至らないが、この後サヴォーの間、法発展にとって既述の公証人層が果たした役割は大きを問題を形成していたと見解するには至らないが、この後サヴォースを越え、ボローニャに関していない現況では、この裁判官職が特定の家系に収斂して

社会学』創文社、一九七四年、三四四-三四七及び四六九頁。